

令和3年12月20日

西尾市議会議長 神谷 雅章 様  
同 PFI 問題対策特別委員会委員長 神谷 庄二 様

西尾市議会議員 鈴木 規子

## 申 し 入 れ 書

(趣旨)

PFI 問題対策特別委員会における協議を、すべて公開で行うよう求める。

(理由)

1. 12月17日に行われた第5回 PFI 問題対策特別委員会において、次回の委員会では「PFI 事業契約の解除について」、同委員会委員が各自の見解を提出し、議員間討議を行う予定だが、秘密会とするという。私は、これに厳重に抗議するものである。
2. 委員長は、秘密会の理由として、「公開の場では言いたいことを言えない人があるため、非公開で行いたい」とのことであった。
3. しかし、本市の議会基本条例第4条では、議会は「市民に開かれた議会」として、市民の負託に応え、その責務を果たすため、(1)「公正性、透明性及び信頼性」を重視し、議会を運営すること、(2) 議会の審議及び活動の情報を積極的に公開し、市民に対する「説明責任」を果たすことと規定している。
4. また、同第14条では、議員は、議会が「言論の府」であること及び「合議制」の機関であることを十分に認識し、議会意思の形成に向けて、議員相互間の議論を尽くすよう努めるとしている。
5. そもそも、本委員会は、PFI 問題について調査検討し、公平公正な見地から解決案等を提言するために設置されたものである。
6. PFI 事業では、契約の前後を通して、前市長により内容の多くが「非公開」とされ、市民にも議会にも隠密裏に実施計画が進められてきたことで、一部の議員や多くの市民の不信と反発を招き、それが今日の事業見直し、そして契約解除の声にまで及ぶこととなった要因と言える。また、契約時の市側の説明においては、議会でも秘密会が多用され、契約の経緯や詳細が分からず、事後、検証に困難をきたすこととなっているのは周知の通りである。
7. 見直しに取り組んだ市長は、再選後、さらにこの点を鑑み、公正性と透明性を高めることで説明責任を果たし、市民の信頼を回復して問題解決を図ると宣言している。
8. 議会も、こうした市長の姿勢を評価し、議会として一定の考え方を示すとして、本委員会を設置したはずである。その目的からして、本委員会は公開で協議され、市民にも開かれたものとするのが当然の理である。非公開、まして前述のような理由による秘密会などとするれば、前市長と同じ轍を踏むことになる。
9. 個人情報や訴訟にかかる事象などが協議される等、秘密会とする特段の理由が生じた場合は、それを特定し、それらの協議に限ったうえで、地方自治法の秘密会規定に準じた対応とすべきである。
10. 市民からの議会、委員会への信頼担保のため、どのような議論が行われたかを明らかにするよう、委員会協議をすべて公開されることを強く求めるものである。

以上